

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、記録的な大雨が降った場合、当会が立地する市街地地域においては最大で50cmの浸水が予想されるほか、2m以上5m未満の浸水が予想される地域が古賀市内の大根川流域を中心に多く点在している。

(土砂災害：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、山間の小野地区一帯は、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっているが、製造業の多くが集積している。

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度5弱の地震が今後30年間で70%の確率で発生すると言われている。

(その他)

市内の大根川流域では、これまでも水害に見舞われてきた。昭和28年6月の豪雨では、増水氾濫がおき、住宅の倒壊や床上・床下浸水など広い範囲で多大な被害を及ぼした。

また、平成3年の台風17号・19号においては、強風と大雨により、住宅の損壊等が発生し、多くの被害が発生した。

(2) 商工業者の状況

・商工業者等数 1,669社

・小規模事業者数 1,295社

業種		商工業者数 (内、小規模事業者1,295社)	備考(事業所の立地状況等)
商工業者	建設業	194	市内に広く分散している
	製造業	163	山手に多い
	卸売業	146	市内に広く分散している
	小売業	352	市内に広く分散している
	飲食店・宿泊業	198	市街地に集中している
	サービス業	368	市街地に集中している
	その他	248	市内に広く分散している
合計		1,669	

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

・古賀市では、古賀市地域防災計画を策定し、災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策の基本を定め、総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図っており、大規模災害の後や法律改正が行われた際などに随時見直しを行っている。

・市内の千鳥校区、古賀東校区と毎年防災訓練を共催で実施しており、花見校区とも隔年で共催で実施している。

・指定避難所となっている市内8小学校に防災倉庫を設置し、備蓄食・毛布・リヤカー・簡易トイレ、発電機など防災備品を備蓄している。

## 2) 当会の取組

- ・事業所 BCP 等国の施策の周知

## II 課題

現状では、企業の災害支援に関する緊急時の取組について具体的な協力体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員がいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

## III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における情報共有を円滑に行うため、当会と各市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復旧・復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

## ※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

### 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と各市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### <1. 事前の対策>

- ・発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
  - 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知
    - ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
    - ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、リスク対策の必要性、損害保険の概要、国の施策等についての紹介を行う。
    - ・小規模事業者に対し、事業者 BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
    - ・事業継続の取組に関する専門家等を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
  - 2) 商工会自身の事業継続計画の作成
    - ・令和3年度末までに作成。
  - 3) 関係団体等との連携
    - ・福岡県火災共済協同組合と連携して、小規模事業者に対し地震危険補償特約・新総合火災共済・休業対応応援共済等に対する周知・PR等を実施する。
    - ・当会が開催する経営セミナー、保険相談会等で損害保険の紹介等を実施する。
  - 4) フォローアップ
    - ・小規模事業者の事業者 BCP 等取組状況の確認。

- ・当会と当市の担当者レベルで状況確認や改善等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（洪水）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

<2. 発災後の対策>

- ・自然災害等の発災時には、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後 1 時間以内に職員の安否報告を行う。

（SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を把握し、必要に応じて当会と当市で共有する。）

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

（豪雨における例）

職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。

- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、即座に情報収集が可能な場合には把握でき次第すぐに、情報収集に時間を有する場合には 3 日以内を目安に情報共有する。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報がない。</li> </ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報を共有する。

発災後～1 週間	1 日に 3 回共有する
1 週間～2 週間	1 日に 2 回共有する
2 週間～1 か月	1 日に 1 回共有する
1 か月以降	2 日に 1 回共有する

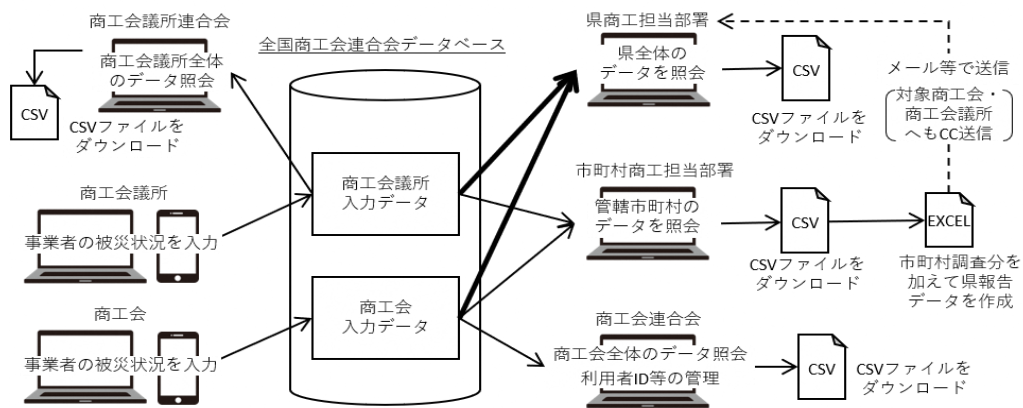
<3. 発災時における連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、下記の県が指定する方法にて県の商工担当部署へ報告する。

- ・当会は原則、商工会災害対応システムに被害状況を入力することで、古賀市の商工担当部署へ情報共有し、市は県の依頼や必要に応じて、当該システムに入力された情報や独自に把握している情報を県の商工担当部署へ報告する。
- ・商工会災害対応システムが利用できない場合は、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・報告時間について、当会は原則、発災翌日の12:00と15:00、2日目の12:00、3日目の12:00とし、発災時、県から指示があった場合は、その指示によるものとする。市から県への報告締切時間は県からの指示による。

①システム利用可能時

商工会災害対応システムの活用方法

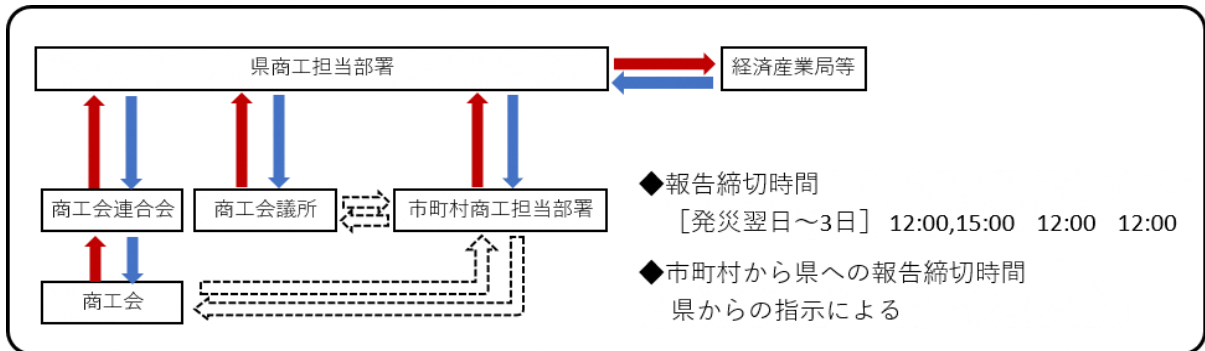


◆データ入力の締切時間  
[発災翌日～3日] 12:00,15:00 12:00 12:00

◆市町村から県への報告締切時間  
県からの指示による

②システム不具合発生時

- ・下図の流れで情報共有又は報告を行う。



◆報告締切時間  
[発災翌日～3日] 12:00,15:00 12:00 12:00

◆市町村から県への報告締切時間  
県からの指示による

・また、当会は被害状況を 9. 様式集に規定する様式 I に記載し、県の商工担当部署へ報告する。

様式 I

福岡県中小企業振興経営支援係 ○○・○○宛て【電子メールにて送付：（メールアドレス keieishien@pref.fukuoka.lg.jp）】

令和○年○月○日の大雨による商工被害状況

提出日：令和○年○月○日

団体名：  
記入担当者：

記入例	被害箇所				被害状況		区分 (業種・業態・業種)
	所在地	商店街の場合は 商店街名	事業所名	業種	被害額	被害内容（建物、物品、原材料、機械の被害など、分かる範囲でできるだけ詳しく記載してください）	
	○○郡○○町○○	—	株式会社○○	製造業	約 10 万円	工場内が浸水。調整機 2 台が利用できない状況。	製造業 製造業 製造業
	△△市△△町△△	△△商店街	△△酒店	酒販売業	約 140 万円	店舗前の電線柱が店舗に向けて倒れ、店舗半壊。在庫商品の約 7 割が被害。	
1							
2							
3							

※提出までに御報告頂いた箇所は削除せずに、新增情報を追加していただく。 ※掲載が見られない場合はコピーしてご利用ください。  
※既に御報告を頂いている被害箇所につきましても、その後の調査で被害状況等の修正や追加が判明した場合は、併せて御報告をお願いします。

<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、古賀市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

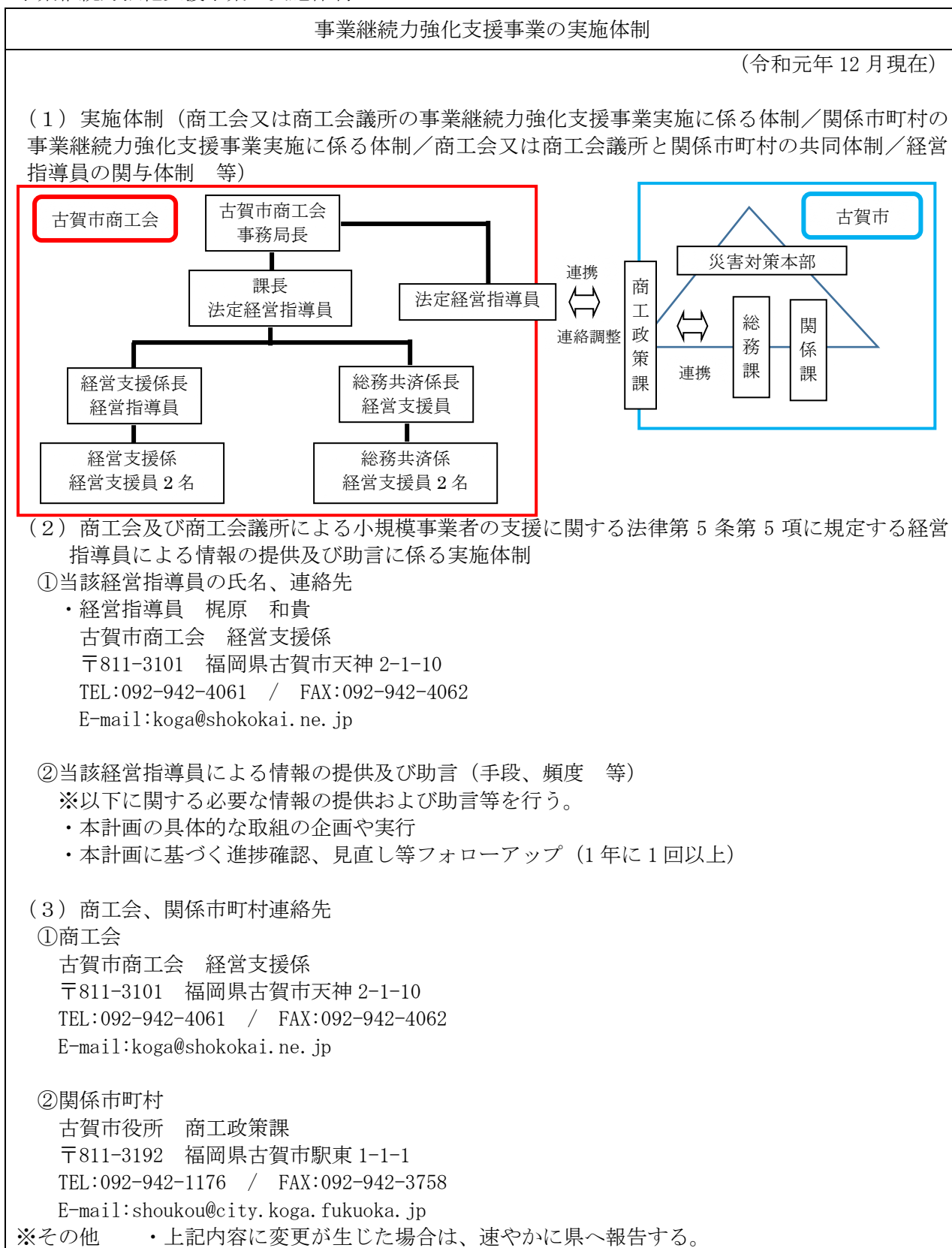
- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	90	90	90	90	90
専門家派遣費	66	66	66	66	66
協議会運営費	24	24	24	24	24

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、古賀市補助金、福岡県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
福岡県火災共済協同組合 理事長 城戸 津紀雄 〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町 9-15 福岡県中小企業振興センタービル 8階
連携して実施する事業の内容
①「地震危険補償特約・新総合火災共済・休業対応応援共済」等に対する周知・PR ②当会が開催するセミナー、相談会での損害保険の紹介・説明
連携して事業を実施する者の役割
① 当会職員の巡回時に同行して、小規模事業者に対し一緒に「地震危険補償特約・新総合火災共済・休業対応応援共済」等の損害保険の周知・PRを行う。 ② 当会が開催する経営セミナー、保険相談会に出席し、取り扱っている損害保険の紹介・説明を行い、損害保険加入の重要性の周知を図る。
連携することによる効果等 連携者は災害によるリスク診断が可能のため、それぞれ事業所にあった損害保険の紹介を行うことができ、有事の際、被災した事業所がいち早く復旧するために役立つ損害保険の加入を推進できる。
連携体制図等
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"><div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">福岡県火災共済協同組合</div><div style="text-align: center;"><ul style="list-style-type: none"><li>・ 当会職員に対する損害保険の説明</li><li>・ 巡回同行</li><li>・ 相談会等での損害保険の紹介／説明</li></ul><div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 100%;"><div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">福岡県火災共済協同組合</div><div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">古賀市商工会</div></div><ul style="list-style-type: none"><li>・ 相談事業所、相談内容等の情報提供</li><li>・ 巡回同行依頼</li><li>・ 相談会等での損害保険の紹介／説明依頼</li></ul></div></div>